

別表

介護保険法が定める法定料金

(1) 訪問介護(基本サービス料金：1回につき・単位：10.21円)

※特定事業所加算Ⅰを適用(所定単位数に20%加算)

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介護	介護報酬額	2,001 円	2,992 円	4,737 円	6,943 円
	自己負担額(1割負担)	200 円	299 円	473.7 円	694 円
	自己負担額(2割負担)	400 円	598 円	947.4 円	1389 円
	自己負担額(3割負担)	600 円	898 円	1421.1 円	2083 円

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	介護報酬額	2,195 円	2,695 円	
	自己負担額(1割負担)	220 円	270 円	
	自己負担額(2割負担)	439 円	539 円	
	自己負担額(3割負担)	659 円	809 円	

その他、次表のような介護保険給付の取り扱いをいたします。以下のような加算料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

①時間外加算

平常の時間帯(午前8時から午後6時)	通常の料金
夜間(午後6時から午後10時まで)	通常の料金から25%増し
早朝(午前6時から午前8時まで)	通常の料金から25%増し

②その他の加算

初回加算	過去2ヶ月間、当事業所の訪問介護の提供を受けていない場合で、初回訪問介護実施月内に当事業所のサービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合、1回まで200円を加算
特定事業所加算Ⅰ	法律に規定されている体制要件・人材要件を満たす場合 ※所定単位数に20%加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算率：24.5%

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際のサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために必要な時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合(*)は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

(2) 共通事項

- 介護保険法の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※介護保険の給付対象とならないサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※令和2年1月1日改定(特定処遇改善加算追加による)

※令和3年4月1日改定(介護保険法改正による利用料の変更)

※令和6年4月1日改定(介護保険法改正による利用料の変更)